6. 住宅の応急修理

# ①制度概要

## ◆ 制度概要 ◆

#### 【趣旨】

災害救助法は、非常災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩 序の保全を図ることを目的としている。

住宅の応急修理とは、災害のため住居が半壊、半焼の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度である。

# 【対象者】

- (1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)
  - ①原則、半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
  - ②修理した住宅での生活が可能となると見込まれること
  - ※ 応急仮設住宅の入居者は除く
- (2) 所得等の要件
  - ①半壊の場合

前年の世帯収入が、原則、収入額(年収)≦500万円の世帯 但し、ア世帯主が45歳以上の場合は、700万円以下 イ世帯主が60歳以上の場合は、800万円以下 ウ世帯主が要援護世帯の場合は、800万円以下

②大規模半壊の場合 所得要件はない

#### 【住宅の応急修理の範囲】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より 緊急を要する箇所について実施することとする。

### 【基準額】

1世帯あたりの限度額は54万7千円以内

#### 【応急修理の期間】

災害発生の日から1月以内に完了すること。

#### 【その他】

#### ○応急仮設住宅との関係

応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用しない場合、対象となる。

# ○借家等の取扱い

- (1) 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。
- (2) 借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理をできるだけの相当額の貯金又は不動産がなく、 応急修理をできるだけの一時的な借金ができないとは考えにくいが、住宅の修理は前述の通り住宅 の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であ っても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住 する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。
- (3) この場合、住宅所有者に行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支 えない。1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難 いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯

#### 6. 住宅の応急修理

が複数であれば、それぞれの世帯単位(ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。)に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

#### 〇同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合

住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

### 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)(抄)

(日的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、 必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

- 第4条 救助の種類は、次のとおりとする。
  - 一 避難所及び応急仮設住宅の供与

二~五 略

六 被災した住宅の応急修理

七~十 略

- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 災害救助法施行令(昭和22年10月30日政令第225号)(抄)

(救助の程度、方法及び期間)

- 第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらか じめ、都道府県知事が、これを定める。
- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号) (抄)

(被災した住宅の応急修理)

- 第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
  - 一 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
  - 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり54万7千円以内とすること。
  - 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。

#### 災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日 社施第99号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)(抄)

- 第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項
- 2 救助の種類別留意事項
- (5) 住宅の応急修理
- ア 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。従って、大工、左官等の工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従業者の実費弁償の額については、限度額に含まれるものであること。
- イ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、1世帯当たりの限度額の範囲内とすること。

大規模災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日 社援保第122号 各都道府県災害救助法主管部局長あて社会・援護局保護課長通知)(抄)

### 第2 応急救助の実施

#### 6 住宅の応急修理

### (1)事前協定等

災害発生時に迅速に住宅の応急修理が行われるよう、あらかじめ、関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

### (2) 実施体制の整備

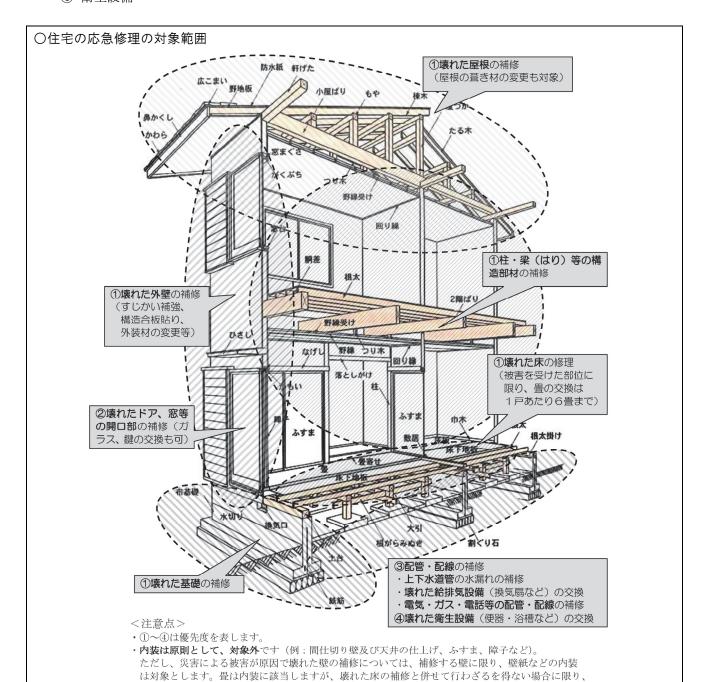
災害時に速やかかつ円滑に住宅の応急修理が実施できるよう、「災害事務取扱要領」(災害救助担当者全国会議資料) を参考にあらかじめ実施要領を作成すること。

# ◆ 住宅の応急修理の対象範囲 ◆

災害救助法による住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。)に限られる。畳の修繕等については、これを認めないものではないが、一般的に修理は屋根、壁、床等、より緊急を要する部分から実施するものと解すべき。なお、応急修理の範囲は、以下の通りである。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④ 衛生設備

出典:広島県ホームページ



136

1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

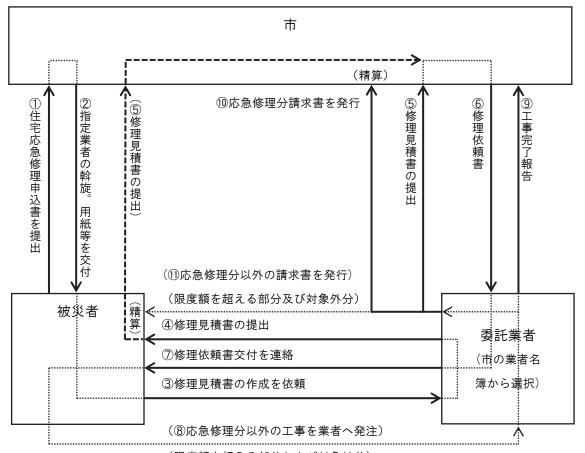
# **◆** 手続きの流れ ◆

住宅が被害を受けても、被災者ができる限り自宅で生活を続けながら本格補修を行うことは、避難所の早期解消、応急仮設住宅等の需要抑制等の面で有効である。また、被災者が可能な限り地域にとどまって復興まちづくりを進める足がかりを確保することができ、住宅の応急修理の活用促進が求められている。

近年の災害においては、修理の見積もりのチェックや修理金額の確定、業者への支払い、精算業務等地方公共団体にとって事務負担が大きくなるため、円滑に手続きを進めていくために、住宅の応急修理の手続きの流れを把握しておくことが重要である。

### 【住宅の応急修理の手続きの流れ】

- (1) 都道府県が、応急修理(全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等)について、業者に 周知する。
- (2) 都道府県が応急修理を行う業者のリストを参考に提示し、市町村が業者指定を行う。指定業者リストは、市町村が追加削除等の管理を行う。
- (3) 市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 希望する被災者は、市町村の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。市町村は、必要に 応じて該当者への指定業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供する。
- ※被害状況は、市町村が発行するり災証明によるものだけではなく被災台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。
- (5)被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。
- (6) 指定業者は、住宅の応急修理の対象となる修理予定力所と費用を記載した修理見積書を被災者に提出 する。指定業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。
- (7)被災者又は指定業者は、修理見積書を市町村窓口に提出する。市町村は、修理見積書の内容を確認の 上、修理依頼書を交付する。
- (8) 指定業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。
- (9) 指定業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市町村に工事完了報告書を提出し、合わせて応急 修理に要した費用を市町村に請求する。市町村は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者 が負担するものとする。
  - ※修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、市町村の判断により(4)~(9)について、以下の取扱とすることができるものとする。
  - (4) 希望する被災者は、市町村の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。市町村は、必要に応じて該当者への指定業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙とともに修理依頼書を交付する
  - (5)被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理 依頼書を渡す。
  - (6)被災者又は指定業者は、修理見積書を市町村窓口に提出する。指定業者は、被災者に対して修理見 積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。
  - (7) 指定業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市町村に工事完了報告書を提出し、合わせて応 急修理に要した費用を市町村に請求する。市町村は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支 払う。 なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、 被災者が負担するものとする。



- (限度額を超える部分および対象外分)
- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、 工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、 「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口に提出」とすることもできる。

内閣府『災害救助事務取扱要領』平成26年6月より作成

# ◆ 災害救助法に基づく住宅の応急修理の実績 (平成 21 年度以降 東日本大震災は除く)

平成 21 年度以降に発生した災害のうち災害救助法が適用されたもの(東日本大震災は除く。平成 26 年 12 月現在。)に係る応急修理の実績は以下の通りである。

災害名	法適用 都道府 年月日 都道府	都道府県	住家被	住家被害	
Xen		10 但 / 0 不	全壊(棟)	半壊(棟)	応急修 理(件)
平成 21 年7月中国·九州北部豪雨	H21.7.21	山口県	30	62	43
台風9号	H21.8.9	兵庫県	166	907	540
平成 21 年度計			196	969	583
10月20日の大雨による被害	H22.10.20	鹿児島県	10	436	253
平成 22 年度計			10	436	253
	H23.7.29	福島県	33	199	141
7月 28 日からの大雨	ΠZ3.7.Z9	新潟県	41	805	392
		計	74	1,004	533
		三重県	81	1,077	596
台風 12 号	H23.9.2	奈良県	49	71	1
		和歌山県	240	1,753	1,089
		計	370	2,901	1,686
台風 15 号	H23.9.21	福島県	24	1,406	37
鹿児島県奄美地方における豪雨	H23.9.25	鹿児島県	4	120	88
鹿児島県奄美地方における大雨	H23.11.4	鹿児島県	0	145	74
平成 23 年度計			472	5,576	2,418
	H24.5.6	茨城県	89	193	104
5月6日の突風等	П24.3.0	栃木県	13	41	21
		計	102	234	125
	H24.7.12	熊本県	169	1,293	226
九州北部豪雨	H24.7.13	福岡県	70	424	222
		計	239	1,717	448
8月 13 日からの大雨	H24.8.14	京都府	30	169	57
平成 24 年台風第 16 号	H24.9.15	鹿児島県	33	159	105
平成 24 年度計			404	2,279	735
7月 28 日からの大雨	H25.7.28	山口県	33	128	19
	H25.8.9	岩手県	3	45	21
8月9日からの大雨	П23.0.9	秋田県	5	17	10
		計	8	62	31
9月2日に発生した突風等	H25.9.2	埼玉県	28	195	26
	H25.9.16	埼玉県	10	21	5
台風 18 号		京都府	2	386	6
		計	12	407	11
台風 24 号	H25.10.7	鹿児島県	38	170	132
台風 26 号	H25.10.7	東京都	50	27	2
平成 25 年度計(~H25.12)			169	989	221
平成 21~25 年度計			1,251	10,249	4,210

# ②具体的な運用事例

# ◆ 概要 ◆

過去の災害においては、申請時の添付書類を省略したり、実施期間を延長したりした事例等がある。

## ◆ 具体的な取組み事例 ◆

### ○ 応急修理の申請時に罹災証明書を省略した事例

- 〇熊本県(平成24年九州北部豪雨、全壊169棟・半壊1,293棟、応急修理:226件)
  - ・ 罹災証明書は省略して、市町村の台帳で確認して対応した。
- 〇三重県(平成23年台風12号、全壊81棟・半壊1,077棟、応急修理:596件)
  - ・ 熊野市が発行する罹災証明書の事項について、市の担当者が調査・確認することに承諾する旨を書き込んだ応急修理申込書を提出してもらい確認した。

### 【参考:被災者台帳の作成・活用による罹災証明書の添付省略】

応急仮設住宅や住宅の応急修理、災害援護資金貸付申請の前提となる住家被害の証明については、これまでも「罹災証明書」等によらなくても、自治体窓口において、システム等により確認できるものについては、省略することができたが、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、市町村において「被災者台帳」を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を目的外利用したり、他の自治体に提供することが可能となった。

被災者台帳の作成・活用により、申請時に罹災証明書の添付を不要とし、被災者の負担軽減を図るとともに、これらの支援施策を迅速に実施するといった運用も可能であるので、市町村が被災者台帳を作成した場合には、台帳情報の積極的活用に努めることが望ましい。

# 〇 応急修理の申請時に所得証明書を省略した事例

#### 〇福岡県(平成 24 年九州北部豪雨、全壊 70 棟·半壊 424 棟、応急修理: 222 件)

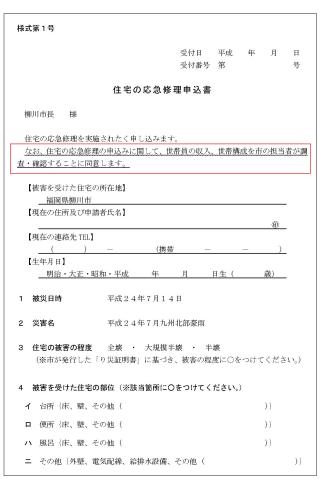
・ 福岡県柳川市では、平成24年九州北部豪雨において、市役所窓口で住宅の応急修理の申請手続きを 受け付けた際に、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意する旨を書き 込んだ応急修理申込書を提出してもらい、職員が市内部の個人住民税課税台帳等によって被災者の 所得要件を確認した。

#### 〇三重県(平成 23 年台風 12 号、全壊 81 棟・半壊 1,077 棟、応急修理:596 件)

・ 三重県熊野市においても、平成 23 年台風 12 号の際の住宅の応急修理では、対象世帯審査にかかる 事項について、市の担当者が調査・確認することに承諾する旨を書き込んだ応急修理申込書を提出 してもらい、申請者の収入等を確認した。申請者からの応急修理受付時は、特に問題なく対応でき た。

### 〇兵庫県 (平成16 年台風23 号、全壊781 棟·半壊7,143 棟、応急修理:1,731 件)

・ 原則、罹災証明書は無料であるため提出してもらった。申請書の様式内に税情報閲覧同意の有無欄を設け、同意された方は申請書で確認を行うことで所得課税証明書を省略可能とした。



出典:福岡県提供資料

# 〇 実施期間を延長した事例(石川県)

平成19年能登半島地震では、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており(半島振興法)、実施に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、3月25日から7月25日までの期間の延長を予め特別基準として対応した。

参考文献:内閣府『災害救助事務取扱要領』平成26年6月

# 〇 トラブル防止のための工夫の例(三重県)

平成23年台風12号の際に、住宅の応急修理申込書の受付において、被災者と事業者のトラブルを避けるため、風水害等の場合の応急修理対象箇所を明確にした住宅の被害状況に関する申出書の提出を求めた。

在市町長 あて  住所  氏名  □この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。  1 応急修理対象箇所について この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入) 居室  □今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (□床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。) □ 床組 または 下地板 が壊れている。 □ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。 □ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など) ② 柱はり+仕上板(ブリント合板・板など) ③ 柱・はり +竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 陸紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。		住宅の被害状況に	関する申出書(災害救	助法応急修理参考資料) 平成 23 年〇月〇日
性所  氏名  ■この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。  1		文古町長 あて		<b>一种 23 中</b> 0万 0 日
正の制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。  1	. 1	700 女[中[1]で	住证	
■この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。  1 応急修理対象箇所について この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入) 居室  ■今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)			111/1	
■この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。  1 応急修理対象箇所について この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入) 居室  ■今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)			氏夕	
************************************			14	
************************************	<b>3</b> 3	この制度は、 <b>自らの資力</b> で	で修理を行い、当面の日常	常生活に <b>最低限必要な場所を確保で</b>
1 応急修理対象箇所について この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入)  居室  ●今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)				
この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない「居室」(居間・寝室)・ 炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入)  居室  ●今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)				
<ul> <li>炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入) 居室     </li> <li>●今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度</li> <li>2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。(●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)</li></ul>	1	応急修理対象箇所に	ついて	
炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所のうち「居室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入)  居室  ■今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度  2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (●床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)	3	この制度で修理できる語	部分は、日常生活に欠え	かせない「居室」(居間・寝室)・
室」は以下の部分です。(例:室名(または「南東の和室」等を記入)   居室			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
居室    ◆今回の場合の対象面積の目安は、居室なら、1人6畳+1人増えるごとに2畳程度    2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (   床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)   床組 または 下地板 が壊れている。   下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。   仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。    ② 壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など) ② 柱はり+仕上板(ブリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)   柱・はり または 下地板 が壊れている。   下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。   下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。   陸紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
<ul> <li></li></ul>	ر حات	100011 -> 11000 - 1000	(7) - 11 (8) (18 - 11)	JACON HELL OF BELLY OF
<ul> <li></li></ul>		民宝		
2 床について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。) □ 床組 または 下地板 が壊れている。 □ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。 □ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。  3 壁について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など) ② 柱はり+仕上板(プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	<b>m</b> 2	7 per mater	日安け 民室から 1人	6畳+1 人増ラスごとに 9畳程度
(■床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)  床組 または 下地板 が壊れている。  下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。  仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。  3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)  柱・はり または 下地板 が壊れている。  下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。  壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	passag.	7四00%日00八多四頃00	ロダは、石里なり、1八	の直、「八名だめここに」直往反
(■床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)  床組 または 下地板 が壊れている。  下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。  仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。  3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)  柱・はり または 下地板 が壊れている。  下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。  壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
(■床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)  床組 または 下地板 が壊れている。  下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。  仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。  3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)  柱・はり または 下地板 が壊れている。  下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。  壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
(■床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材 からなっています。)  床組 または 下地板 が壊れている。  下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。  仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。  3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)  柱・はり または 下地板 が壊れている。  下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。  壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	2	床について 1の修理	理部分の各箇所の状態	は以下のとおりです。
<ul> <li>□ 床組 または 下地板 が壊れている。</li> <li>□ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。</li> <li>□ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。</li> <li>3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。</li> <li>(■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など)</li> <li>② 柱はり+仕上板(プリント合板・板など)</li> <li>③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)</li> <li>□ 柱・はり または 下地板 が壊れている。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。</li> </ul>		***************************************		
<ul> <li>□ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。</li> <li>□ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。</li> <li>3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。</li> <li>(■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など)</li> <li>② 柱はり+仕上板(プリント合板・板など)</li> <li>③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)</li> <li>□ 柱・はり または 下地板 が壊れている。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。</li> </ul>				4-> 12-1-1
<ul> <li>□ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。</li> <li>3 壁について 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。         (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など)         ② 柱はり+仕上板(プリント合板・板など)         ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。)</li> <li>□ 柱・はり または 下地板 が壊れている。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。</li> </ul>			-	・汚場がある
3 <b>壁について</b> 1 の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。 (■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材(壁紙など) ② 柱はり+仕上板(プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
(■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。		江工4000000010	が同人なが多か	7 0
(■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
(■壁の構造は、① 柱・はり+下地板+表面材 (壁紙など) ② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	2	辟について 1の修	#部分の な 第 第 	け以下のとおりです
② 柱はり+仕上板 (プリント合板・板など) ③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	_			
③ 柱・はり+竹組下地+塗り仕上げ からなっています。) □ 柱・はり または 下地板 が壊れている。 □ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	( =			
<ul> <li>□ 柱・はり または 下地板 が壊れている。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。</li> <li>□ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。</li> </ul>		-		
□ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。 □ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。				
□ 下地板・仕上板が吸水で湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。 □ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。		122 122		And an an an analysis of the
□ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。	_			
□ 特に支障なし	_		のみ → 制度の対象	外です。
		特に支障なし		

出典:三重県提供資料

# 〇 工事の指定業者を追加した事例

### 〇兵庫県(平成 16 年台風 23 号、全壊 781 棟·半壊 7,143 棟、応急修理: 1,731 件)

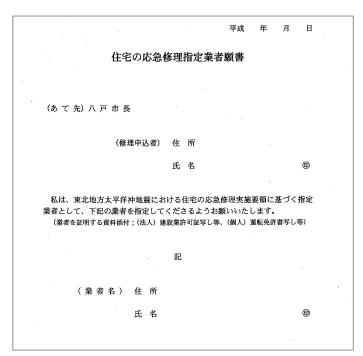
・ 兵庫県では、平成16年台風23号の際に、平成16年12月9日付社第1661号「住宅の応急修理の弾力運用の取り扱いについて」(記1「既に工事を完了している場合で、弾力運用の要件に合致し、工事費用精算前であれば対象として差し支えない」)を受け、原則、業者は指定するが、住宅応急修理申込者が要件審査を受け対象となり、業者見積が提出され要件を満たしているような場合、その修理業者を申請日付で指定業者とした。

#### 〇新潟県(平成23年7月28日からの大雨、全壊41棟・半壊805棟、応急修理:392件)

・ 新潟県においても、平成23年7月28日からの大雨の際に、被災者が、指定業者のリストに掲載されていない馴染みの業者に修理を希望する場合、市町村が指定業者のリストに追加し、災害救助法に基づく応急修理の対象とできるよう対応した。

### 〇青森県(平成 23 年東日本大震災、全壊 277 棟·半壊 670 棟、応急修理: 233 件)

・ 応急修理の手続きの流れとしては、県が応急修理を行う業者のリストを参考に提示し、市が業者指定を行う。青森県八戸市では、平成23年東日本大震災の際、被災者が指定業者のリスト(応急修理指定業者一覧表)に掲載されていない馴染みの業者に修理を依頼する場合、被災者から「住宅の応急修理指定業者願書」の提出を求め、市が後追いで指定業者のリストに追加し、災害救助法に基づく応急修理の対象とできるよう対応した。



出典:八戸市ホームページ

「被災住宅の応急修理制度について 住宅の応急修理指定業者願書」

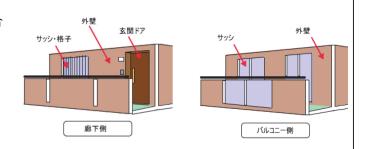
# 〇 区分所有マンションの共用部分への適用の事例(仙台市)

平成23年東日本大震災の際、「災害救助法の住宅の応急修理について」(平成23年6月30日社援総発0630第1号厚生労働省社会・援護局総務課長)の通知により、住宅の応急修理制度の対象の拡大方針(区分所有マンション共用部分への適用)が示されたことを受け、仙台市では、8月8月に「住宅の応急修理制度における区分所有マンション共用部分への適用」について、具体的な対象範囲や申込み方法等を公表した。

「住宅の応急修理制度における区分所有マンション共用部分へ適用について」(仙台市)

### 1. 対象となる修理部位

(1)個別の世帯が単独で申し込み修理する場合 廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、 バルコニー側の外壁・サッシ等、 専用部分の上下水道管、バスタブ、 風呂釜、台所(水栓、シンク等)、 トイレ(便器)等



#### (2)共用部分を複数世帯で修理する場合

共用廊下、エレベーター、階段、高架水槽、浄化槽、屋上の防水処理等。ただし、エレベーターは稼動しているものがない場合に限り、原則として1棟につき1基を対象となる。また階段についても使用可能な階段が他にない場合に限り、原則として1箇所のみ対象となる。

\*上記の修理箇所であっても、賃貸マンションの共用部分は対象外

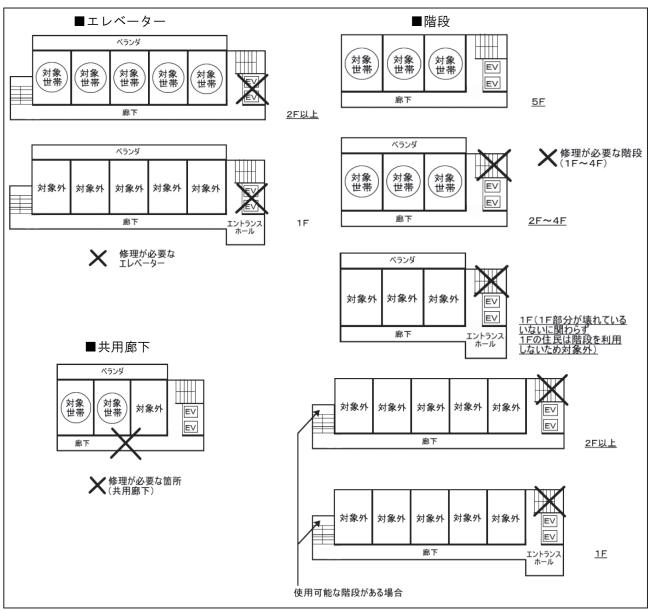
#### 【対象外となる部位等】

沈下等により傾斜した基礎の補修、大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の補修、戸境壁、梁などの構造部の補修、大規模な仮設(外部足場など)を要する壁の補修、内装など。

# 2. 共用部分を複数世帯で修理する場合の対象世帯

制度の要件を満たす世帯の全てが必ずしも修理の対象とはならず、以下のような考え方により、修理箇所を日常的に使用する世帯に限定される。

- (1)高架水槽、浄化槽、下水管(縦管)等:制度の適用要件を満たす全ての世帯が対象
- (2)エレベーター: 2階以上に住む世帯(1階に居住する世帯は対象外)が対象
- (3)共用廊下:居室(専用部分)へのアクセスに支障が生じている世帯が対象
- (4)階段:日常生活を営む上で支障が生じている世帯が対象
- (5)屋上の防水処理:現に雨漏り等が発生している場合、最上階に住む世帯のみ対象



参考文献:仙台市『住宅の応急修理制度における区分所有マンション共用部分へ適用について』平成23年8月

# 【参考】

○「災害救助法の住宅の応急修理について」

(平成 23 年 6 月 30 日 社援総発 0630 第 1 号 災害救助法適用都県災害救助担当主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

# ○ 契約済であっても工事修理費を支払っていなければ応急修理の対象とした事例

#### 〇兵庫県(平成 16 年台風 23 号、全壊 781 棟・半壊 7.143 棟、応急修理:1,731 件)

・ 平成 16 台風 23 号の兵庫県の被害では、住民と業者が契約し、修理に着手した場合であっても、被害認定や被災者の所得要件、工事内容等が要件に合致し、事業者に支払いを終えていない段階であれば、事業者に地方公共団体が委託し、事後的に応急修理の対象とする手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省との協議の上、実施された。

(公 印 省 略) 社 第 1661 号 平成16年12月9日

関係市町災害救助法担当課長 様

兵庫県健康生活部福祉局 社会福祉課長

住宅の応急修理の弾力運用の取り扱いについて

平成16年台風23号による災害救助法に基づく住宅の応急修理について、別添のとおり疑義回答を取りまとめましたので、適切な事務執行をお願いします。

なお、住宅の応急修理の弾力運用の対象については、下記のとおりの取り扱いとした ので特に注意してください。

記

- 1 既に工事を完了している場合で、弾力運用の要件に合致し、工事費用精算前であれば対象として差し支えない。
- 2 1の工事費用精算の基準日は、国において弾力運用が認められた11月16日とする。
- 3 また、市町において、対象工事内容の特定と経費の算定を行うため、申込者に修理見積書等を改めて提出させるなど適正な事務を図ること。
- 4 対象者に漏れが生じないよう、制度の周知を改めて徹底すること。

出典:兵庫県提供資料

### 〇熊本県(平成 24 年九州北部豪雨、全壊 169 棟·半壊 1, 293 棟、応急修理: 226 件)

- ・ 被災者が指定業者以外に直接工事を依頼した場合も対象とした。
- ・ 住宅の応急修理に関する周知前に自力で修理された方もおり、書類上可能であれば遡及した。

### 〇 基準額が増額された例(新潟県)

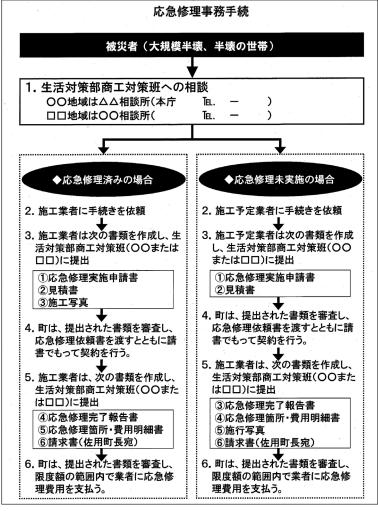
平成 16 年新潟県中越地震では、次の 2 つの要件をいずれも満たしたため、基準告示に定める額 (51.9 万円; 当時)を超える場合として特別基準の設定 (60 万円) が認められた。

- ①冬季又は冬季直前の時期であること。
- ②特別豪雪地帯又は冬季の気温が摂氏マイナス 10 度以下の環境になる地域であって、寒さ対策として二重ガラスの設置など特別の配慮が必要であること。

参考文献:内閣府『災害救助事務取扱要領』平成26年6月

## ○ 応急修理実施済みの場合の手続きをマニュアルとして示した例(兵庫県佐用町)

平成 16 年の台風第 21 号や平成 21 年の台風第 9 号で甚大な被害が発生した佐用町の「住宅の応急修理マニュアル」には、住民と業者が契約し、修理に着手した場合の手続きの流れが示されている。



出典:兵庫県提供資料

# 〇 県独自の被災者住宅応急修理制度の例

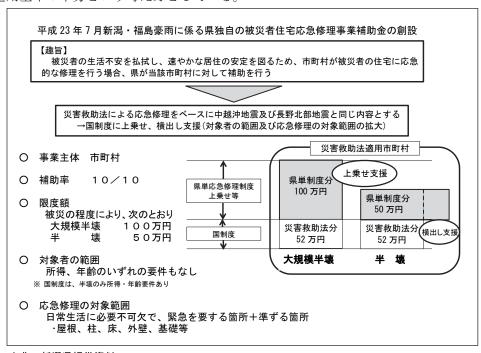
#### (平成 16 年新潟県中越地震、平成 23 年 7 月 28 日からの大雨)

新潟県中越地震の際、災害救助法に規定されている国の制度に加え、これに上乗せする形で新潟県独自の被災者住宅応急修理制度が設けられた。国と県の2つの制度を併用する場合には、それぞれに該当する修理箇所毎に費用を算出し加算した上で申請することとなるが、額の合計としては「大規模半壊」で最大 160 万円、「半壊」で最大 110 万円までの補修工事が可能となる。この他、「被災者生活再建支援金」の県制度分は住宅の補修に用いることが出来るため、応急修理制度の限度額を超える部分の工事や、応急修理制度の対象とならない箇所の工事に用いることができた。

	国の制度	県の制度	(参考)生活再建支援制度	
根拠法等	災害救助法	県独自制度	県独自制度	
費用負担	国 1/2、県 1/2	県 1/1	県 2/3、市町村 1/3	
阳中姑	大規模半壊 最大 60 万円	大規模半壊 最大 100 万円	大規模半壊 最大 100 万円	
限度額	半壊 最大 60 万円	半壊 最大 50 万円	半壊 最大 50 万円	
対象工事	日常生活に直接欠くことの出	同左の損傷箇所とこれに連続		
	来ない部分の損傷箇所	した部分(国制度での限定以	_	
		外も含む)		
適用要件	・世帯年収が 500 万円以下			
	·世帯年収 500 万円超 700 万		世帯年収、世帯主年齢によって支給額が異なる	
	円以下で世帯主 45 歳以上	要件なし		
	·世帯年収 700 万円超 800 万			
	円以下で世帯主 60 歳以上			
申請開始	11 月下旬~12 月初旬(市町村により異なる)		1月初旬(市町村毎)	
申請締切	12 月末日			
工事完了	3月末日まで		_	

国土交通省国土技術政策総合研究所、(独) 建築研究所『平成 16 年新潟県中越地震建築物被害調査報告』平成 18 年 10 月より作成(http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/activities/other/disaster/jishin/2004niigata/houkokusho/saishu/)

この制度は、平成23年7月28日からの大雨の際にも同内容で適用された。被災者住宅応急修理事業補助金の制度(上乗せ・横出し)が設けられており、新潟県災害救助条例の適用基準(住家滅失世帯数)は、概ね災害救助法の適用基準の半分という考え方としている。



出典:新潟県提供資料

#### 【別紙】

住宅応急修理制度の対象工事の区分方法 全体工事のうち、次の要件に当てはまるものは、それぞれ、国制度、県制度の対象工事に区分してください。

部位	損傷の現状	   国制度の対象範囲	内容 県制度の対象範囲	
各部位 共通		日常生活に必要欠くことのできない、居間、台所、トイレ、風呂等のための工事であり、各人の寝室や客間、書斎等は含まない	国制度に準じる	
屋根	瓦の落下、ずれ等	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分	
	金属板の損傷 (変形、はがれ、ずれ、浮き 等)	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋根部分	
	屋根防水の損傷	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋 根部分	
	屋根下地の損傷	・損傷箇所(屋根材の変更を含む)	・損傷箇所の修理とこれに連続した屋 根部分	
	小屋組の損傷	•損傷箇所		
天井	落下、ずれ、たわみ等	・損傷箇所(漏水が原因のたわみ等 は、落下の危険がある場合に限る)	・損傷箇所の修理とこれに連続した天 井部分	
梁	折損、割れ等	・損傷箇所(梁の取替や、梁の応急修理	里が不可能な場合の壁の新設を含む)	
柱位の郊	折損、欠損、割れ、ずれ等	<ul><li>・損傷箇所(柱の取替や、柱の応急修理・損傷箇所</li></ul>	<u> 里が个可能な場合の壁の新設を含む)</u>	
接合部	はずれ、割れ、ずれ等	• 摂陽固肌  • 損傷箇所(接合部が損傷する危険がる	なる担合に限る)	
	金物の腐食等	-現陽箇所(接口部が視傷する危険が  -損傷箇所(外壁材の変更を含む。断	ののもありに見る)	
	外壁の損傷	熱材、内装の補修は壁体の修理と併		
壁	(崩れ、傾斜、ひび、剥離、	せて行う部分に限る→※2。漏水が原	•損傷箇所	
	浮き等)	因の剥離、浮き等は、耐力低下の危険がある場合に限る)		
	内部壁の損傷	・損傷箇所(耐力壁に限る。内装の補修は壁体の修理と併せて行う部分に限る・※2)	-損傷箇所	
開口部	玄関戸損傷	・損傷箇所(カギの取替含む)		
	サッシ損傷	・損傷箇所(ガラス(ペアガラス可)、カラ	ド取替含む)	
	内部建具(ふすま、障子 戸、ドア等)損傷	<del>-</del> 200	•損傷箇所	
床	床損傷	・損傷箇所(ただし、畳は6畳相当を限 度→※2)	•損傷箇所	
基礎	土台損傷	- 損傷箇所		
	柱はずれ	- 損傷箇所		
	基礎損傷 (崩れ、ひび等)	- 損傷箇所		
	基礎沈下	·損傷箇所		
設備	上下水道配管の損傷	・損傷箇所(配管埋め込み部分の壁等		
	電気設備の損傷	・損傷箇所(スイッチ、コンセント、ブラケット及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を含む)		
	ガス設備の損傷	・損傷箇所(ガス栓及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を 含む)		
	給湯設備の損傷	・損傷箇所(灯油タンクを含む)		
	電話設備の損傷	・損傷箇所(ジャック及び設備修理と併せて行わざるを得ない床壁等の補修を  含む)		
	便器、浄化槽の損傷	・損傷箇所(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない床、壁等の補修を含む)	-損傷箇所	
	風呂の損傷 給排気設備の損傷	<ul><li>・損傷箇所(風呂釜、給湯設備含む)</li><li>・損傷箇所(給排気設備の取替等)</li></ul>		
全体	家の傾斜	・家起こし(筋交の取替、耐震合板の打	T付等の耐震性確保のための措置を係	
		うもの)   住宅修理も対象となります。従って、住	· 古古名版理制在/同 - 周\	

<sup>※1</sup> 生活再建支援(県のみ)は、住宅修理も対象となります。従って、住宅応急修理制度(国、県)の工事対象

出典:新潟県提供資料

外の工事(つまり自己負担分)に充てることができます。 ※2 内装は、国の住宅応急修理制度の対象工事には含みません。ただし、内装で床や壁の修理と併せて畳等 や壁紙の補修が行われる場合、畳にあっては6畳相当を限度に、壁紙にあっては当該壁の部分に限り対 象となります。

<sup>※3</sup> 家電製品、家具等は、住宅応急修理制度の対象工事には含みません。

# 【参考:地方公共団体独自のリフォーム助成制度】

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会の「住宅リフォームに関する支援制度検索サイト」では、地方公共団体が実施する住宅リフォーム支援制度を検索することができる。

【地方公共団体における住宅リフォームに係る支援状況(平成 26 年 7 月 24 日時点調べ)】

- 1. リフォーム支援制度を有している地方公共団体
- ① 都道府県 47/47
- ② 市区町村(特別区含む) 1,559/1,741
  - ※ 支援分類・支援方法は、補助、融資、利子補給、専門家等派遣等
  - ※ 都道府県は、市町村事業への間接的な支援も含む
  - ※ 住宅所有者、リフォーム事業者へ直接支援する地方公共団体数を集計
- 2. リフォーム支援制度数

計 7,743

# 3. リフォーム支援の分類(複数選択可)

①耐震化	3, 014
②バリアフリー化(高齢者対応リフォーム、障害者対応リフォーム 等)	1, 537
③省エネルギー化(エコリフォーム、エコ設備設置 等)	1, 361
④環境対策(浄化槽設置、ゴミ処理機設置、緑化促進 等)	1, 313
⑤防災対策(克雪対策、アスベスト対策、火災報知器設置 等)	459
⑥その他(空き家活用、景観設備、防犯対策 等)	1, 265

### 4. 支援方法(複数選択可)

① 補助	6, 680		
② 融資	177		
③ 利子補給	220		
④専門家等派遣	718		
⑤ その他	131		

(一社) 住宅リフォーム推進協議会「住宅リフォームに関する支援制度検索サイト」より作成